

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣制度の利用者登録基準について

■これまでの経過

平成29年2月20日の大阪府盲ろう者福祉検討委員会において、盲ろう者通訳・介助者派遣制度利用者の要件について、現在、大阪府の要件は視覚と聴覚に障がいがあり、かつ身体障がい者手帳総合等級2級以上の者としており、視覚か聴覚のどちらかが重度ならば総合等級2級以上となるが、盲ろう者の要件として適切なのか改正の検討が必要である旨の意見があった。

その後、他府県の状況を把握したところ、他府県の状況は以下のとおりである。

■他府県の状況（他府県調査（平成30年8月）より）

| | |
|--------------------------------------|---|
| ・視覚と聴覚ともに4級以上の障がいがあり、かつ総合等級1級以上の者 | 1 |
| ・視覚と聴覚ともに4級以上の障がいがあり、かつ総合等級2級以上の者 | 3 |
| ・視覚と聴覚のいずれかに4級以上の障がいがあり、かつ総合等級2級以上の者 | 4 |

・視覚と聴覚に障がいがあり、かつ総合等級2級以上の者

32(大阪府はここに含まれる)

・視覚と聴覚に障がいのある者(等級にかかる規定はなし)

7

■今後の方向性

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣制度の利用者登録基準は上記のとおり、概ね標準レベルであった。そのため、引き続き他府県の動向を注視しながら、見直しの要否について検討していく。